

○伊豆の国市長岡温水プールの設置及び管理に関する条例

平成18年7月4日

条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、伊豆の国市長岡温水プールの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の健康増進とスポーツの振興を図るため、伊豆の国市長岡温水プール(以下「プール」という。)を伊豆の国市長岡331番地の2に設置する。

(事業)

第3条 プールは、次に掲げる事業を行う。

- (1) プールを一般の使用に供すること。
- (2) 水泳教室その他プールを活用した事業の企画及びその実施に関すること。
- (3) 市民の健康増進とスポーツの振興に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(開館時間)

第4条 プールの開館時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

区分	開館時間
月曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条各項の規定による休日(以下「休日」という。))を除く。)	午前9時から午後8時まで
日曜日及び休日	午前9時から午後4時まで

(休館日)

第5条 プールの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 第2月曜日及び第4月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)
- (2) 1月1日及び12月31日

(使用の承認)

第6条 プールを使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、プールの管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(使用の不承認)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしないことができる。

(1) プールの使用が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) プールの使用が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) プールの使用がプールの管理又は運営上支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、その使用が不相当と認められるとき。

(使用の承認の取消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の承認を取り消し、又はプールの使用を制限することができる。

(1) 前条各号に掲げる理由が生じたとき。

(2) 第6条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が同条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(損害賠償の義務)

第9条 プールの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で教育委員会が指定するも

の（以下「指定管理者」という。）に、プールの管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項のプールの管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第1号に掲げる事業に関する業務のうち、次に掲げるもの

ア 第4条ただし書の規定による開館時間の変更

イ 第5条ただし書の規定による休館日の変更及び臨時の休館の決定

ウ 第6条第1項の承認及び同条第2項の規定による条件の付与

エ 第8条第1項の規定による承認の取消し及び使用の制限

(2) 第3条第2号から第4号までに掲げる事業に関する業務

(3) プールの維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、プールの管理に関して教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号アの変更又は同号イの変更若しくは決定を行う場合には、教育委員会の承認を受けなければならない。

（利用料金の納付）

第11条 指定管理者が前条第2項の規定により行う第6条第1項の承認を受けた者及びプールの附帯設備を利用しようとする者は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第12条 指定管理者は、教育委員会が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第13条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項、附則第6項及び附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第10条第1項の規定による指定及びプールの管理を指定管理者に行わせるために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に附則第5項の規定による改正前の伊豆の国市スポーツ施設の設置、管理及び使用料に関する条例（平成17年伊豆の国市条例第64号）の規定により教育委員会が行った承認その他の行為（伊豆の国市長岡温水プールに係るものに限る。）は、この条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした承認その他の行為とみなす。

- 4 第11条第2項の規定による教育委員会の承認があるまでの間は、別表に定める額を同項の規定により教育委員会の承認を得た利用料金の額とみなす。

(伊豆の国市スポーツ施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正)

- 5 伊豆の国市スポーツ施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表伊豆の国市長岡温水プールの項を削る。

第6条中「別表第6」を「別表第5」に改める。

附則第2項中「、伊豆長岡町温水プールの設置及び管理に関する条例（平成10年伊豆長岡町条例第21号）」を削る。

別表第4を削り、別表第5を別表第4とし、別表第6を別表第5とする。

(伊豆の国市葦山生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 6 伊豆の国市葦山生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成17年伊豆の国市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項及び第12条中「市長」を「教育委員会」に改める。

(伊豆の国市葦山生涯学習センターの設置、管理等に関する条例の一部を改正す

る条例の一部改正)

- 7 伊豆の国市韮山生涯学習センターの設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年伊豆の国市条例第158号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「改正後の」を「新条例」に、「市長」を「教育委員会」に改める。

附 則（平成26年2月26日条例第7号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（公の施設の使用料の改定に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施設の使用の承認がなされた場合における使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月24日条例第19号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に施設の使用の承認がなされた場合における使用料については、なお従前の例による。

別表（第11条第2項関係）

（全部改正〔平成26年条例7号〕、一部改正〔令和元年条例19号〕）

1 施設の利用料金

区分		利用料金
当日券	一般	午前9時から正午まで 1回につき350円 午後1時から午後4時まで 1回につき350円 午後5時から午後8時まで 1回につき350円
	生徒・児童・幼児	午前9時から正午まで 1回につき110円 午後1時から午後4時まで 1回につき110円 午後5時から午後8時まで 1回につき110円
回数券	一般	11回券（午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで又は午後5時から午後8時までの間の使用でそれぞれ1回とする。） 3,500円

	生徒・児童・幼児	11回券（午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで又は午後5時から午後8時までの間の使用でそれぞれ1回とする。） 1,100円
--	----------	--

2 附帯設備の利用料金

種類	単位	利用料金
コインロッカー	1回	50円

(注) この表において、次の(1)及び(2)に掲げる用語の意義は、当該(1)及び(2)に定めるところによる。

- (1) 一般 年齢が15歳以上の者であって、生徒・児童・幼児以外のものをいう。
- (2) 生徒・児童・幼児 中学校及び小学校の在学者並びに幼稚園の在園者並びにこれに準ずる者をいう。